

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 保険年金課
委託業務番号	令和5年度 長保第280号
委託業務名称	長浜市国民健康保険特定健康診査電話勧奨業務委託
委託業務場所	長浜市役所庁舎外
業務の概要	電話による受診勧奨および健診結果の提供依頼、事業の結果報告
履行期間	令和5年7月14日 から 令和6年2月29日
契約年月日	令和5年7月13日
契約額(税込)	(1件当たりの単価) ①電話勧奨業務 @198円 ②健診結果の提供依頼業務(印刷、宛名印字、郵送代) @660円 ③治療中患者情報提供依頼業務(印刷、宛名印字、郵送代) @660円 ④報告書作成 66,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 名古屋市中区松原二丁目2番33号 [商号又は名称] 株式会社名豊
契約相手方の選定理由	本件については、一般競争入札を行ったが、入札者がなかったため、不調となった。本来であれば、再度一般競争入札を行うべきであるが、特定健診はすでに開始しており、早急に業者を決め勧奨する必要がある。また、本業務は、電話勧奨に従事するオペレーターを全員特定健康診査・特定保健指導に関わる業務の経験者とし、かつ、専門的な資格(医師・看護師・保健師・管理栄養士のいずれかの資格)を有する者を1名以上配置することを条件としている。 以上より、昨年度実績のある株式会社名豊を随意契約の相手方として選定した。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。